

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年5月27日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年5月27日（木）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

都市計画課 小島課長、鵜野主査

3 件名

白井市公園施設長寿命化計画の策定について

4 会議結果

- ☐ 案のとおり決定する。
- ☐ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☒ 報告を了承する。

5 会議内容

【主な質疑】

- ・遊具施設について更新する際は、既存と同等の施設を設置するのか。
→更新する遊具については既存の遊具に類似した施設内容を考えている。
- ・遊具の選定に当たって、市民から意見等は聴取しないのか。
→アンケート等を用いて意見聴取を行っていく。
また、障がい者等にも広く利用して戴けるような遊具についても検討していく。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 都市建設部 都市計画課

件名	白井市公園施設長寿命化計画の策定について																																													
内容	【策定趣旨】 市内の都市公園内に設置している公園施設について、子どもや障がい者、高齢者をはじめ、すべての利用者が安全に安心して利用できる環境を整備するため、老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築、更新にかかるコストの平準化を図る観点から、「白井市公園施設長寿命化計画」を作成した。																																													
	【計画対象公園】 供用開始から15年以上経過した都市公園46箇所 【計画対象施設数】 1,859施設																																													
	<table><tr><td></td><td colspan="3">予防保全型管理</td><td colspan="3">事後保全型管理</td><td colspan="3">計</td></tr><tr><td>計画対象施設数</td><td colspan="3">225</td><td colspan="3">1,634</td><td colspan="3">1,859</td></tr></table>												予防保全型管理			事後保全型管理			計			計画対象施設数	225			1,634			1,859																	
		予防保全型管理			事後保全型管理			計																																						
	計画対象施設数	225			1,634			1,859																																						
	【計画期間】 令和3年度(2021)～令和12年度(2030)までの10年間 【計画の考え方】																																													
	<table><tr><td>判定ランク</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>計</td><td rowspan="2">C・D判定と評価された152施設について、優先順位①②③を考慮する。</td></tr><tr><td>施設数</td><td>1</td><td>1,215</td><td>144</td><td>8</td><td>1,368</td></tr></table>											判定ランク	A	B	C	D	計	C・D判定と評価された152施設について、優先順位①②③を考慮する。	施設数	1	1,215	144	8	1,368																						
	判定ランク	A	B	C	D	計	C・D判定と評価された152施設について、優先順位①②③を考慮する。																																							
	施設数	1	1,215	144	8	1,368																																								
	① 劣化が著しい白井総合公園駐車場の舗装の更新(初年度)。 ② 安全性の確保が強く求められる遊戯施設を実施。 ③ 日常利用する施設(便所の設備、パーゴラ、運動施設等)を実施。																																													
<table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>計</td></tr><tr><td>施設数</td><td>3</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>28</td><td>3</td><td>11</td><td>5</td><td>2</td><td>7</td><td>95</td></tr><tr><td>金額(百万円)</td><td>65.3</td><td>50.3</td><td>48.2</td><td>50.4</td><td>51.3</td><td>50.2</td><td>50.2</td><td>50.0</td><td>51.4</td><td>45.2</td><td>512.5</td></tr></table>											年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計	施設数	3	12	12	12	28	3	11	5	2	7	95	金額(百万円)	65.3	50.3	48.2	50.4	51.3	50.2	50.2	50.0	51.4	45.2	512.5
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計																																			
施設数	3	12	12	12	28	3	11	5	2	7	95																																			
金額(百万円)	65.3	50.3	48.2	50.4	51.3	50.2	50.2	50.0	51.4	45.2	512.5																																			
【計画見直し時期】 5年ごとを目安としているため、次回見直し時期は令和7年度(2025)																																														
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【部内会議】 ・当初計画となるので、状況の変化には柔軟な対応を図ると共に改善すべき機能の探求などに取り組み、5年後の次回見直し時に反映させること。 ・計画対象施設から除外している施設(文化センター、運動公園競技場等)を明確にすること。																																													
スケジュール	防災・安全社会資本整備交付金を活用し令和3年度より事業を開始する。 なお、令和2年度に国の第3次補正予算により前倒して予算付けがされている。(令和3年度へ繰越)																																													
	項目	有無	方法(時期)			項目	有無	方法(時期)																																						
	条例規則	無				報道発表	無																																							
	議会説明	有	行政運営報告(R3.6月)			広報・HP等	有	市HP(R3.6月)																																						
	市民参加	無																																												
参考情報	付議書公表	☐ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分非 ☒ 時限非 (行政運営報告 まで)																																												
	関係法令等	都市公園法																																												
	関係課																																													
	事業費	512,500千円(国費 256,250千円、地方債 192,000千円、一般財源64,250千円)																																												
	カテゴリー	年代	全ての年代		場所	市内全域		目的	都市・交通		手段	大規模修繕・工事																																		

白井市 公園施設長寿命化計画

【概要版】

令和 3 年度（2021）～ 令和 1 2 年度（2030）

令和 3 年 3 月

白井市 都市建設部 都市計画課

目 次

1. 業務概要	1
1.1 はじめに	1
1.2 計画策定の現状と目的	1
1.3 計画の位置づけ	3
1.4 計画期間	3
2. 公園施設の現状と調査結果	4
2.1 公園施設の現状	4
2.2 公園施設の管理方法	4
2.3 公園施設の調査結果	6
3. 公園施設長寿命化計画の検討	7
3.1 公園施設のライフサイクルコストの分析	7
3.2 縮減額の算定	7
3.3 年次計画（平準化前）の検討	8
3.4 更新費の平準化の検討	10
4. 今後に向けた取り組み	11
4.1 公園施設長寿命化計画による効果	11
4.2 公園施設長寿命化計画の見直し	11
5. 用語の解説	12
5.1 用語の解説	12

1. 業務概要

1.1 はじめに

我が国では、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に整備された公共施設等の社会資本ストックの老朽化が急速に進行しており、厳しい財政状況の中で安全・安心を確保した効率的な施設の維持管理が重要な課題となっています。

このような中、国土交通省は各自治体に対し、都市公園の計画的な維持管理を推進するため、平成24年4月に公園施設の長寿命化計画に関する基本的な計画策定の考え方を示した「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下「指針案」という。）を作成しました。また、平成30年10月に「指針案」の改定が行われ、計画策定後の継続的な維持管理についても提議がなされました。

さらに、平成30年4月の都市公園法改正に伴い、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するよう定められ、施設管理者による点検・修繕・記録による安全対策の徹底が求められています。

1.2 計画策定の現状と目的

白井市が管理する都市公園は、142箇所あります。

そのうち供用開始から15年以上を経過した都市公園（緩衝緑地等を除く）46箇所を長寿命化計画の対象公園と位置づけました。

表 1-1 白井市都市公園種類別一覧表 （令和3年3月時点）

種 類	種 別	管理公園数	対象公園数 (供用開始から15年以上経過)
住区基幹公園	街区公園	87	38
	近隣公園	6	5
	地区公園	1	1
都市基幹公園	運動公園	1	1
	総合公園	1	1
	小計	96	46
緩衝緑地等	都市緑地	41	
	緑道	5	
	小計	46	
	合計	142	

46箇所の都市公園の現状としては

- 昭和50年代に千葉ニュータウンへの入居が開始されたことにより、住宅都市としての開発が進み、生み出された公園が多く、そのほとんどが設置後20年以上を経ていることから、公園施設の劣化や損傷が顕著となっている。

- 遊戯施設については、幼児や児童の安全を確保するため、これまで財政的に可能な範囲で修繕・更新を行ってきたが、施設設置数が多く十分に更新できていない。
- 公園周辺の人口構成が変化している。

表 1-2 白井市都市公園一覧表

分 類	No.	名 称	所 在 地	開設 年	供用 年数	面積(ha)
街区公園	1	大松児童公園	大松1-15	S55.	41	0.23
	2	離山児童公園	清水口2-7	S55.	41	0.20
	3	清水口児童公園	清水口3-24	S55.	41	0.25
	4	堀込第二児童公園	堀込1-25	S55.	41	0.56
	5	居向児童公園	南山1-8	S55.	41	0.25
	6	北ノ下児童公園	南山2-2	S55.	41	0.36
	7	大山児童公園	大山口1-13	S57.	39	0.26
	8	大山口児童公園	大山口2-3-7	S57.	39	0.20
	9	堀込第一児童公園	堀込2-3	S57.	39	0.20
	10	八幡児童公園	清水口3-36	H 1.	32	0.44
	11	七次台児童公園	七次台1-3	H 1.	32	0.25
	12	池の上第一児童公園	池の上1-25	H 1.	32	0.20
	13	池の上第二児童公園	池の上2-20-1	H 3.	30	0.28
	14	野口台児童公園	七次台3-22	H 3.	30	0.25
	15	白井チビッコ広場	根60-26外	H 4.	29	0.16
	16	下長ふれあい公園	白井498-3外	H 4.	29	0.66
	17	欠番				
	18	柳堤公園	桜台3-10	H 7.	26	0.20
	19	一本桜公園	桜台2-2	H 7.	26	0.20
	20	二軒茶屋公園	桜台2-8	H 7.	26	0.30
	21	三本松公園	桜台2-15	H 7.	26	0.20
	22	けやき台公園	けやき台2-3	H 8.	25	0.21
	23	富士西子供の遊び場	富士159-35外	H 8.	25	0.07
	24	大山南公園	根1954-45	H 9.	24	0.01
	25	栄みなみ公園	富士121-18	H 9.	24	0.02
	26	けやき台多目的広場	けやき台2-4	H11.	22	0.81
	27	野口多目的広場	野口127	H14.	19	1.03
	28	下郷谷公園	根86-32	H14.	19	0.01
	29	矢ノ橋台公園	西白井4-14-9	H14.	19	0.20
	30	村雨公園	西白井4-10	H14.	19	0.17
	31	富塚公園	西白井2-17	H14.	19	0.83
	32	二部山公園	西白井1-22-3	H14.	19	0.20
	33	北の内公園	西白井4-18-9	H14.	19	0.10
	34	軽井沢公園	西白井1-17-27	H14.	19	0.10
	35	栄きた公園	富士81-65	H15.	18	0.03
	36	矢ノ橋台北公園	富塚714-30外	H15.	18	0.02
	37	栄みどり公園	富士122-1の一部	H16.	17	0.17
	38	上人塚公園	根102-46	H16.	17	0.02
	39	南園第一公園	富士202-33	H16.	17	0.01
*街区計	38					9.66

分 類	No.	名 称	所 在 地	開設 年	供用 年数	面積(ha)
近隣公園	1	七次第一公園	清水口2-2	S57.	39	2.45
	2	中木戸公園	大山口1-26	S57.	39	2.30
	3	白井木戸公園	池の上2-22	H 6.	27	2.37
	4	十余一公園	桜台2-18	H 7.	26	2.01
	5	七次第二公園	野口9	H 8.	25	1.24
*近隣計	5					10.37
地区公園	1	南山公園	南山1-4	H 2.	31	3.80
*地区計	1					3.80
運動公園	1	白井運動公園	神々廻1728-1外	H 9.	24	11.60
*運動計	1					11.60
総合公園	1	白井総合公園	復1422-10外	H 6. (H26.)	27	7.86
*総合計	1					7.86
公園計	46					43.29

公園施設の計画的な維持管理の方針を明確し、施設ごとに管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを示し、都市公園のストックマネジメントを適格に行うことを目的に、国土交通省より示された「指針案」に基づき、白井市公園施設長寿命化計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、「白井市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」で位置づけられた橋梁・市道・公園等を対象とした「個別施設計画」に該当します。

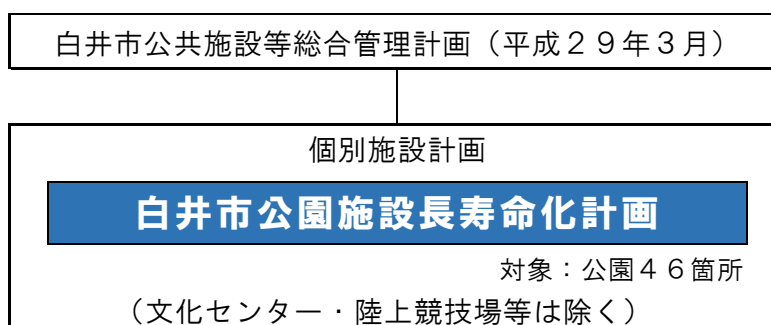


図 1-1 白井市公園施設長寿命化計画の位置づけ

1.4 計画期間

本計画は、令和3年度（2021）から令和12年度（2030）までの10年間の計画とします。

表 1-3 計画期間

計画期間	令和3年度（2021）～令和12年度（2030）	10年
------	--------------------------	-----

2. 公園施設の現況と調査結果

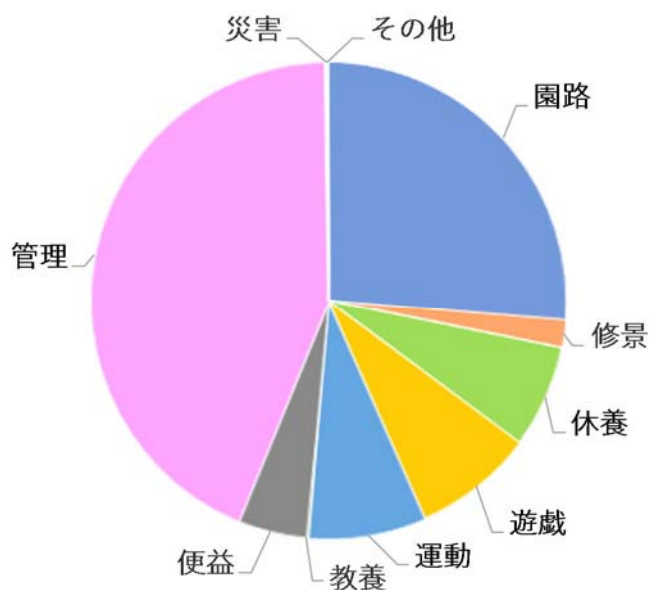
2.1 公園施設の現況

平成30年度に実施した現地調査（予備調査）により、計画対象公園46箇所の対象公園施設1,859施設の法令区分別の施設数は下表のとおりであり、管理施設が約4割、次いで園路広場が約3割を占める現況です。

表 2-1 法令区分別施設数

法令区分	施設数	割合
園路広場	490	26.3%
修景施設	35	1.9%
休養施設	130	7.0%
遊戯施設	153	8.2%
運動施設	146	7.9%
教養施設	3	0.2%
便益施設	87	4.7%
管理施設	812	43.6%
災害応急対策施設	3	0.2%
その他	0	0.0%
計	1,859	100.0%

図 2-1 法令区分別の施設割合



2.2 公園施設の管理方法

指針案に基づき、公園施設の安全性の確保、機能保全、財政負担の軽減、維持管理費用の平準化を図る観点から、施設の管理類型を「予防保全型管理」と「事後保全型管理」に区分し、計画的かつ効率的に公園施設の管理を行います。

表 2-2 管理類型区分

管理類型	管理の方法
予防保全型管理	公園施設の劣化や損傷を未然に防止するため、公園施設の日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）に加え、日常点検、定期点検の結果を活用した健全度判定を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行います。
事後保全型管理	公園施設の日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で撤去・更新を行います。

表 2-3 予備調査結果に基づく管理類型

	予防保全型管理	事後保全型管理	計
計画対象施設数	2 2 5	1, 6 3 4	1, 8 5 9

表 2-4 主な公園施設の管理類型

管理類型 公園施設	予防保全型管理(候補)	事後保全型管理
園路広場	—	舗装、縁石など
修景施設	藤棚など	飛び石など
休養施設	パーゴラなど	ベンチ、野外卓など
遊戯施設	すべり台、複合遊具など	壁打ち壁など
運動施設	バックネットなど	サッカーゴールなど
教養施設	—	記念碑など
便益施設	便所(10 m ² 以上) など	便所(10 m ² 以下)、水飲み場など
管理施設	管理事務所など	柵、車止め、照明灯など

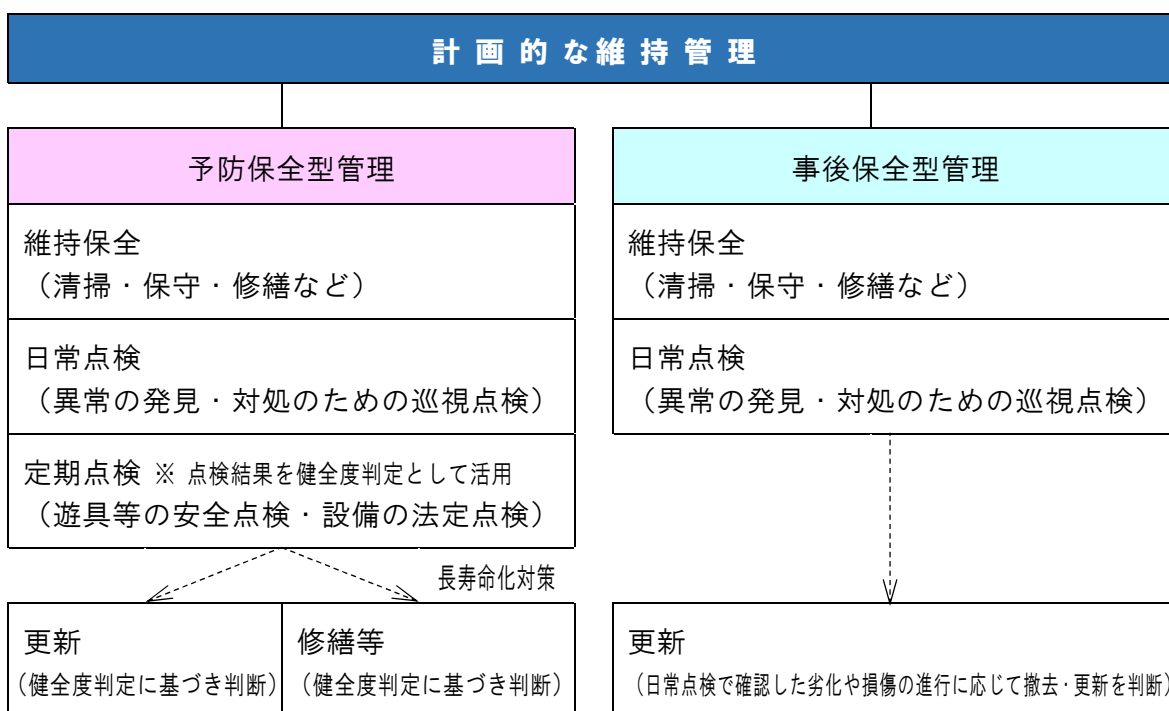


図 2-2 予防保全型管理と事後保全型管理の概念図

2.3 公園施設の調査結果

計画検討対象の1,859施設の概略調査を平成30年度の予備調査に実施し、予防保全型管理の対象225施設の健全度調査を平成31年度に実施しました。判定した結果は下図のとおりです。

表 2-4 概略判定内訳

	A	B	C	D	計
合 計	1	1,657	190	11	1,859
割 合	0.1%	89.1%	10.2%	0.6%	100%

表 2-5 健全度判定内訳（予防保全型管理）

	A	B	C	D	計
合 計	0	142	78	5	225
割 合	0.0%	63.1%	34.7%	2.2%	100%

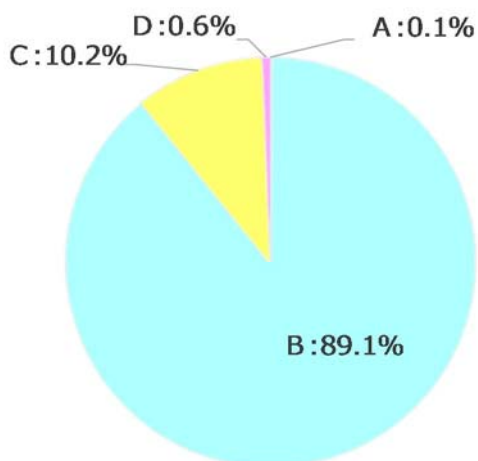


図 2-3 概略判定

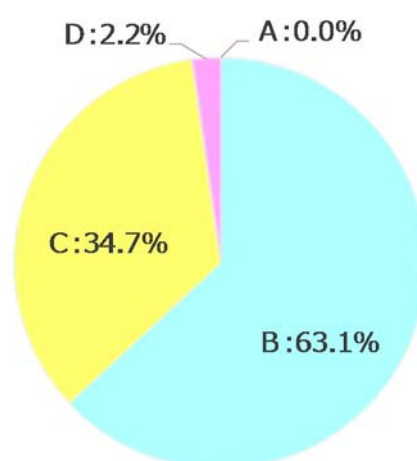


図 2-4 健全度判定

表 2-6 概略判定及び健全度判定の評価基準

ランク	評価基準
A	・ 全体的に健全である。 ・ 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・ 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・ 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・ 全体的に劣化が進行している。 ・ 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・ 全体的に顕著な劣化である。 ・ 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

3. 公園施設長寿命化計画の検討

3.1 公園施設のライフサイクルコストの分析

対象公園施設のうち、予防保全型管理候補に類型された施設について、「長寿命化対策を実施しなかった場合」と「長寿命化対策を実施した場合」の修繕・補修もしくは更新に係る費用を算出し、単年度あたりのライフサイクルコストが安価になる場合の管理類型を確定管理類型と設定した。また、予防保全型管理となった場合のライフサイクルコストの差額を縮減額として算定した。

本計画では、指針案に基づき遊戯施設、定期的な修繕や補修を行うことが前提である建築物、工作物、法定点検が必要な各種設備は予防保全型管理とし、予防保全型管理候補として10㎡前後の建築物、工作物と防球ネット、防球フェンスについて、単年度あたりのライフサイクルコストを検証した。

表 3-1 ライフサイクルコストの比較検討施設

公園名	施設コード	施設名称	規格	仕様	面積(m2)	主要部材	施設分類	法令区分	総合判定
矢ノ橋台公園	02029-PS001	藤棚	4000×2500	柱、梁、ルーバー鋼製	10	スチール	一般施設	修景施設	C
池の上第二児童公園	02013-PY001	シェルター	φ 4.0m	六角屋根、鋼製	10.4	スチール	一般施設	休養施設	B
けやき台公園	02022-PY001	シェルター	φ 5.0m	擬石柱、屋根鋼材	19.62	コンクリート	一般施設	休養施設	B
富塚公園	02031-PY001	シェルター	φ 4000	屋根樹脂、支柱擬石	12.6	コンクリート	一般施設	休養施設	B
白井木戸公園	03004-PY002	シェルター	φ 2.6m	コンクリート柱、屋根鋼材メッシュ	5.31	スチール	一般施設	休養施設	B
十倉一公園	03005-PU001	シェルター	7.5×2.4m	角柱、樹脂屋根	18	スチール	一般施設	運動施設	B
七次第二公園	03006-PY002	シェルター	φ 3910	コンクリート柱、風見鶏付、樹脂製ドーム屋根	12	コンクリート	一般施設	休養施設	C
野口台児童公園	02014-PY001	パーゴラ	3.0×6.0m	2連、梁鋼材	18	スチール	一般施設	休養施設	C
白井総合公園	06001-PY002	パーゴラ2	□3210 h=2450		10.24	再生木材	一般施設	休養施設	B
中木戸公園	03002-PU004	バックネット	H=7000			スチール	一般施設	運動施設	B
南山公園	04001-PU011	バックネット	H=10000			スチール	一般施設	運動施設	C
中木戸公園	03002-PU016	防球ネットフェンス	H=10.00			スチール	一般施設	運動施設	B
白井運動公園	05001-PU006	防球ネット、バックネット	H=10000			コンクリート	一般施設	運動施設	B
十倉一公園	03005-KY001	四阿	φ=4.0m	六角形、銅版葺	10.39	スチール	建築物	休養施設	B
白井総合公園	06001-KY001	四阿	φ 3000		7.07	スチール	建築物	休養施設	B

3.2 縮減額の算定

ライフサイクルコストの検討を行った施設の年次当りの縮減額は、123千円／年となり、計画期間10年間での総額は1,230千円となる。

表 3-2 縮減額一覧表

No.	施設コード	公園名	施設名称	確定類型	縮減効果 (千円/年)
1	02029-PS001	矢ノ橋台公園	藤棚	予防保全型管理	6
2	02013-PY001	池の上第二児童公園	シェルター	予防保全型管理	22
3	02022-PY001	けやき台公園	シェルター	予防保全型管理	0
4	02031-PY001	富塚公園	シェルター	予防保全型管理	15
5	03004-PY002	白井木戸公園	シェルター	予防保全型管理	11
6	03005-PU001	十倉一公園	シェルター	予防保全型管理	0
7	03006-PY002	七次第二公園	シェルター	予防保全型管理	16
8	02014-PY001	野口台児童公園	パーゴラ	予防保全型管理	1
9	06001-PY002	白井総合公園	パーゴラ2	予防保全型管理	19
10	03002-PU004	中木戸公園	バックネット	予防保全型管理	0
11	04001-PU011	南山公園	バックネット	予防保全型管理	1
12	03002-PU016	中木戸公園	防球ネットフェンス	予防保全型管理	5
13	05001-PU006	白井運動公園	防球ネット、バックネット	予防保全型管理	14
14	03005-KY001	十倉一公園	四阿	予防保全型管理	8
15	06001-KY001	白井総合公園	四阿	予防保全型管理	5
縮減額合計					123

シェルター



パーゴラ



四阿（しあ）



3.3 年次計画（平準化前）の検討

事業計画の検討対象となる1,859施設について、管理類型、処分制限年度、補助対象の適否等を計画対象施設一覧表として整理している。

表 3-3 計画対象施設一覧表（一部抜粋）

公園施設長寿命化計画																	計画期間:2021年(令和3年)～2030年(令和12年)					公園名:白井木戸公園		
■計画対象施設一覧表																								
No.	施設コード	公園施設種類	ゾーン名	具体的施設名称	主要部材	数量	単位	設置年度	経過年度	処分制限年度	管理類型(確定)	使用状況	劣化損傷の概要				総合判定	緊急度	補助					
1	03004-PH001	園路広場		コンクリート舗装	コンクリート	728.7	㎡	1994	24	2009	事後保全型管理	使用中	経年劣化					B	低	○				
2	03004-PH002	園路広場		透水性アスファルト舗装	アスファルト	937.4	㎡	1994	24	2004	事後保全型管理	使用中	亀裂あり					B	低	○				
3	03004-PH003	園路広場		インターロッキング舗装 ₁	コンクリート	197.2	㎡	1994	24	2009	事後保全型管理	使用中	不陸					B	低	○				
4	03004-PH004	園路広場		インターロッキング舗装 ₂	コンクリート	814.7	㎡	1994	24	2009	事後保全型管理	使用中	雑草繁茂					B	低	○				
5	03004-PH005	園路広場		土舗装	土	72.4	㎡	1994	24	2004	事後保全型管理	使用中	雑草繁茂					B	低	○				
6	03004-PH006	園路広場		平板舗装1	コンクリート	1,489.4	㎡	1994	24	2009	事後保全型管理	使用中	不陸、根上りあり					B	低	○				
7	03004-PH007	園路広場		平板舗装2	コンクリート	105.0	㎡	1994	24	2009	事後保全型管理	使用中	経年劣化					B	低	○				
8	03004-PH008	園路広場		小舗石舗装1	石材	131.3	㎡	1994	24	2009	事後保全型管理	使用中	経年劣化					B	低	○				

各公園施設の更新時期を国の指針案等による基準年度から設定し、年次計画を作成した結果、計画期間の10年における対象施設の更新費総額は約64.0億円となり、更新年度がすでに過ぎてしまっている施設の更新費を計画初年度の令和3年度に積み上げた結果、約30.0億円と突出し、更新費の年次額は大きなばらつきが見られる結果となっている。

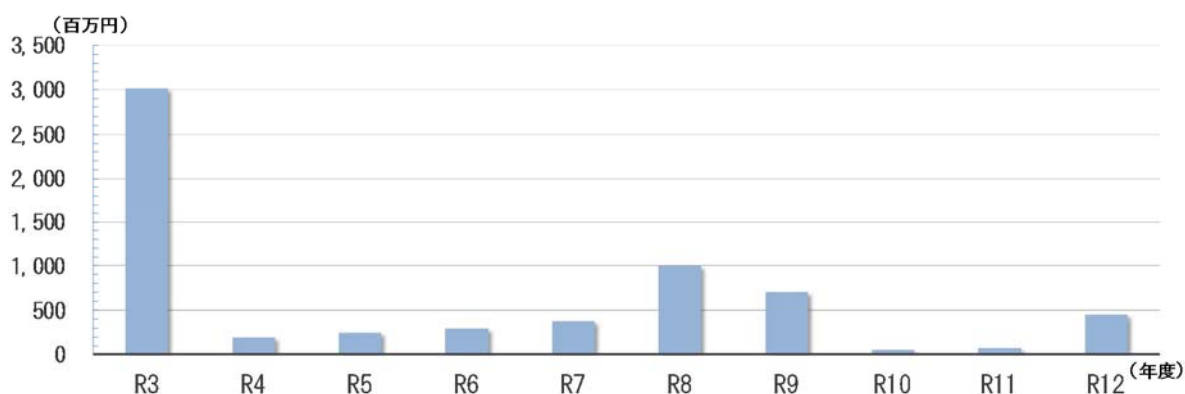


図 3-1 年次別更新費（平準化前）

表 3-4 更新費用1億円以上施設一覧

施設名	公園名	数量	総合判定	設置年度	処分期間 更新年度	更新費 (百万円)	写真
ナイター照明	南山公園	4.0基	B (H31)	1990 (H2)	36年 2026(R8)	726	
ナイター照明	中木戸公園	5.0基	B (H31)	1982 (S57)	36年 2018(H30)	512	
景石	南山公園	49.0t	B (H30)	1990 (H2)	40年 2030(R12)	216	

表 3-5 法令区分別毎の更新費

法令区分	R3(2021)～R12(2030)			R13(2031)～			合計		
	施設数	更新費(千円)	費用割合	施設数	更新費(千円)	費用割合	施設数	更新費(千円)	費用割合
園路広場	397	1,645,330	25.7%	93	472,120	12.9%	490	2,117,450	21.0%
修景施設	17	305,800	4.8%	18	55,620	1.5%	35	361,420	3.6%
休養施設	72	179,340	2.8%	58	273,250	7.5%	130	452,590	4.5%
遊戯施設	114	353,780	5.5%	39	99,650	2.7%	153	453,430	4.5%
運動施設	99	2,151,400	33.6%	47	1,809,870	49.5%	146	3,961,270	39.4%
教養施設	1	370	0.0%	2	50	0.0%	3	420	0.0%
便益施設	66	358,150	5.6%	21	161,860	4.4%	87	520,010	5.2%
管理施設	602	1,405,270	22.0%	210	671,860	18.3%	812	2,077,130	20.6%
災害応急対策施設	0	0	0.0%	3	117,750	3.2%	3	117,750	1.2%
その他	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
計	1,368	6,399,440	100.0%	491	3,662,030	100.0%	1,859	10,061,470	100.0%

費用割合グラフ	
費用割合グラフ	

表 3-6 概略判定ランク別毎の更新費

判定ランク	R3(2021)～R12(2030)			R13(2031)～			合計		
	施設数	更新費(千円)	費用割合	施設数	更新費(千円)	費用割合	施設数	更新費(千円)	費用割合
A	1	2,530	0.0%	0	0	0.0%	1	2,530	0.0%
B	1,215	5,813,880	90.8%	442	3,096,480	84.6%	1,657	8,910,360	88.6%
C	144	568,600	8.9%	46	557,310	15.2%	190	1,125,910	11.2%
D	8	14,430	0.3%	3	8,240	0.2%	11	22,670	0.2%
計	1,368	6,399,440	100.0%	491	3,662,030	100.0%	1,859	10,061,470	100.0%

費用割合グラフ	
費用割合グラフ	

※ D判定3施設は対応済み

多くの公園施設が、更新対象となる期間を超えているため、更新費総額が約64億円となっているが、点検結果によりA・B判定に評価されている施設の費用は、更新費総額の9割を占めており、約58億円となっており、健全な状態が維持されていると判断できる。

本計画については、点検結果によりC・D判定と評価された施設（約5億8千万円）について、必要性等を考慮しながら計画策定を検討します。

3.4 更新費の平準化の検討

今後の公園施設長寿命化計画の適正かつ円滑な実施を目的に、年次計画の平準化を行いました。平準化の検討にあたっては、下記項目を検討の考え方としております。

年次計画平準化の考え方

優先順位を定めて、計画に反映します。

1. 劣化が著しい白井総合公園の駐車場の舗装
2. 安全性の確保が強く求められる遊戯施設
3. 公園利用者が日常利用する施設である便所の設備、四阿、運動施設等
4. その他施設

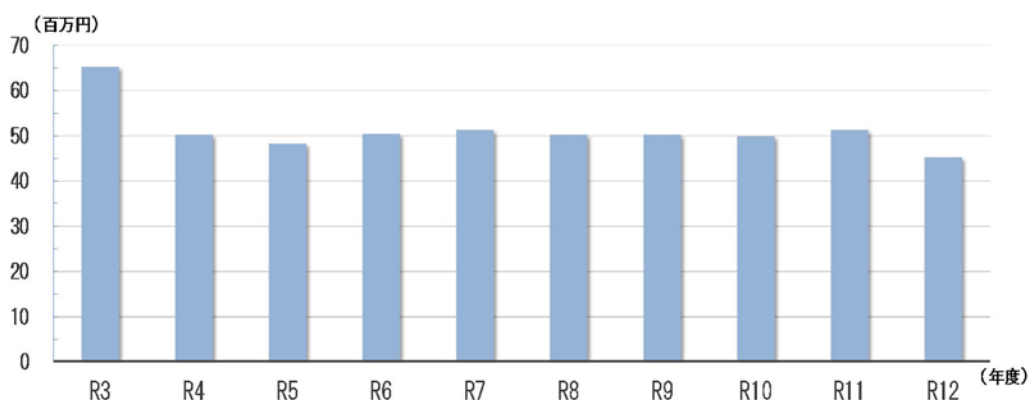


図 3-2 年次別更新費（平準化）

表 3-7 計画期間内の更新対象施設数及び更新費

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
C	3	8	11	12	28	3	11	5	2	7	90
D		4	1								5
更新費	65,300	50,290	48,260	50,420	51,290	50,220	50,220	49,960	51,370	45,200	512,530

(千円)

※ 計画期間内D判定8施設については、既に撤去及び使用中止等の対応済み。

※ R4・R5実施予定のD判定5施設については、再設置費を計上している。

ただし、毎年実施する「遊具・施設等安全点検」の結果や市民等からの通報・要望等により危険性が著しい場合については、計画に関わらず随時対応を実施するものとします。

4. 今後に向けた取り組み

4.1 公園施設長寿命化計画による効果

計画期間内に更新を実施する95施設をA判定とした場合、計画検討対象施設の概略判定結果は下図のとおりとなります。

なお、経年劣化による判定の下降は考慮していません。

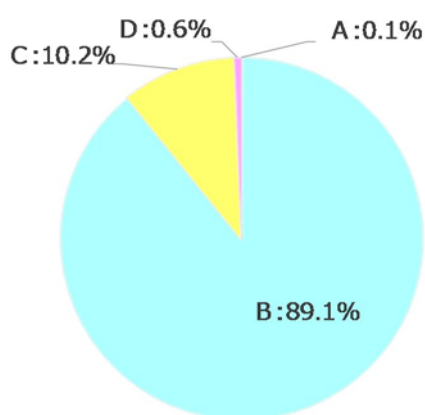


図 4-1 概略判定割合(当初)

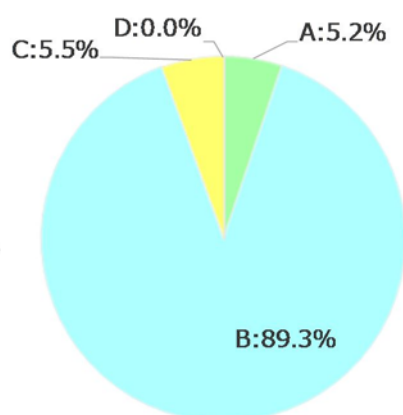


図 4-2 概略判定割合(更新後)

4.2 公園施設長寿命化計画の見直し

本計画の見直し時期は、指針案に示された5年に1回以上を目安に、計画中期となる令和7年度(2025)に見直しとする予定です。

計画の見直しの際には、計画各年の実施状況の反映、既往計画の内容との乖離の是正を主な見直し事項とし、延命化によるライフサイクルの縮減の検討、公園利用状況や利用者ニーズの変化等を考慮しつつ、公園機能の見直しに基づく施設の改良及び廃止・集約化に努め、維持管理コストのさらなる縮減を目指します。

5. 用語の解説

第5章

5.1 用語の解説

指針案では、公園施設長寿命化計画で使用する用語を定義しています。以下に分類別に用語の内容を示します。

【指針案による用語分類】

- 公園施設及び管理類型
- 調査、判定及びＬＣＣ（ライフサイクルコスト）算定関連用語
- 維持保全、修繕・補修及び更新
- 部材、長寿命化対策及びＬＣＣ
- 遊具の安全に対する用語（※「遊具の安全基準に関する基準 JPFA-S:2014」参照）

表 4-1 用語解説（1/3）

用 語	内 容
公園施設及び管理類型	
公園施設	都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条で定義する施設のうち、建物又は工作物に係る全ての施設を指す。
予防保全型管理	施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法をいう。
事後保全型管理	施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法をいう。
調査、判定及びＬＣＣ算定関連用語	
予備調査	計画策定の初期段階において、都市公園台帳などにより基礎情報を整理した後、現地で施設の設置状況、利用状況、劣化や損傷の状況などを確認する調査のことをいう。
概略判定	予備調査時において劣化や損傷の状況など確認するため、既存の遊具・施設等安全点検結果の反映と健全度判定に準じた簡易判定を実施した調査のことをいう。
健全度調査	現地において、公園施設の構造材及び消耗材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査のことをいう。
健全度調査票	健全度調査を実施する際に使用する調査票を指す。 公園毎に作成する健全度調査票（公園概要シート）と、健全度調査を実施する施設ごとに作成する健全度調査票（各施設シート）からなる。
健全度判定	健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは撤去・更新の必要性について、総合的な評価と判定を行うことをいう。
緊急度判定	健全度判定にもとづき、公園施設の補修、もしくは撤去・更新に対する緊急度を三段階（高、中、低）に評価することをいう。

表 7-1 用語解説 (2/3)

用 語	内 容
処分制限期間	国庫補助事業で取得した財産については、「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。)」第22条に、「補助事業などにより取得し、又は効用の増加した財産は承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。」と規定されている。 処分制限期間とは、適化法第22条に基づく制限を受ける期間のことであり、公園施設については、国土交通省所管補助金など交付規則(平成12年12月2日総理府・建設省令第9号)の別表第3に掲げている。
使用見込み期間	公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のことを指す。
延命期間	計画期間内の初回の補修(対策時期)から、使用見込み期間の終了までの期間を指す。
更新見込み年度	公園施設の長寿命化対策の検討において、施設を更新することを見込む年度であり、使用見込み期間の終了年度と同じとなる。
対策時期	長寿命化対策のうち、補修や更新を実施する時期を指す。
日常点検	公園施設の異常と発見と対処を目的とした、目視による巡視点検を指す。
定期点検	遊具の指針等 ※1 に基づく点検や、建築設備はじめ各種設備などの法令の規定に基づく検査を指す。 ※1：指針等：都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(H26.6 国土交通省)、遊具の安全に関する規準：JPFA-S：2014((一社)日本公園施設業協会(JPFA))等
維持保全、修繕・補修及び更新	
維持保全	公園施設の日常的な維持管理として行う、清掃、保守、修繕を指す。
維持保全費	維持保全、日常点検、定期点検を行うために必要となる費用の合計をいう。
修繕	公園施設の維持保全のうち、部分的な修復や消耗材の部品交換などを示す。(修繕の例) - 部分的に欠損したブロック系舗装にアスファルト舗装を充填 - 塗装の簡易な修復のために行うタッチアップ舗装 - 支柱や梁・手摺りなどの交換をとみなわない、ボルト・金具などの交換

表 7-1 用語解説 (3/3)

用 語	内 容
補修	予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換を指す。 (補修の例) ○コンクリート ・ 劣化の要因となる水分・塩分・炭酸ガスなどの浸透を防止するための表面被覆 ・ コンクリートひびわれへの注入工 ○鋼部材 ・ 腐食に至る前に防食機能が低下した時点で実施する、素地調整を伴う塗装 ・ 一般塗装から重防食塗装への変更 ・ 主要部材の交換 ○木材 ・ 塗装及び防腐剤注入あるいは塗布による腐食防止 ・ 合成木材への転換 ・ 高圧洗浄などによるカビの除去 ○その他 ・ 耐久性の高い材料への部材交換など
更新	公園施設を取り換えたり新しく作り直すことを指す。
部材、長寿命化対策及びLCC	
部材	施設を組み立てている部分品。例えば、支柱、梁、屋根などを指す。
構造部材・非構造部材	構造部材：構造上重要な部分に用いられるもので、引張り・曲げ・せん断などの応力に対して抵抗する部材を指す。 非構造部材：主体構造部以外を構成する部材を指す。
消耗材	使用することで摩滅するため、一定期間で交換が必要な部材、材料を指す。
長寿命化対策	予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する定期的な健全度調査や補修を指す。
ライフサイクルコスト	公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち、「毎年の維持保全費」、予防保全型管理において施設の寿命を伸ばすことを目的に実施する「定期的に実施する健全度調査費用」、「補修に関する費用」、「撤去・更新に関する費用」の4項目の合計を指す。
遊具の安全に対する用語	
リスク	子どもの遊びに内在する危険性のうち、遊びの価値のひとつであり、事故の回避能力を育む危険性、あるいは子どもが判断可能な危険性。
ハザード	子どもの遊びに内在する危険性のうち、遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性、あるいは、子どもが予測できず、どのように対処すれば良いか判断が不可能な危険性。